

計算機利用負担金の改正について

本センターでは、設立の当初より利用者に対して、利用の適正化とサービスの維持及び向上、示達予算と運営経費の差額の補填、有限な資源の効果的配分といったことをもとに利用負担金を設定してきており、各システムの利用に応じた利用負担金の設定はセンター運営において重要な役割を担って現在に至っております。

平成5年2月より、本センターで運用してきたベクトル型スーパーコンピューター HITAC S-3800/480 は、平成11年3月に更新され新たにベクトル並列型スーパーコンピューター SR8000 が導入されました。

新しく導入しましたベクトル並列型スーパーコンピューターの利用負担金を制定することに伴い、汎用大型コンピューター HITACHI MP5800/320 システムの利用負担金も同時に変更し、利用者に対するシステム資源の適正な利用負担を図り利用促進を行うことにしました。

つきましては、利用負担金制度の趣旨に則り利用負担金の見直しを行い、第118回運営委員会（平成11年3月1日）で審議した結果、「東京大学情報基盤センター大型計算機システムの利用に関する暫定措置を定める規程」を別表2のように改正することが承認され、平成11年5月1日より適用することになりました。

今後ともシステムの安定運用を図ると共に、効率的な利用環境を保ち利用者サービスの向上に努力していく所存でありますので、より一層の本センターのご利用をよろしくお願いいたします。

別表1

新旧対照表（現行）

東京大学情報基盤センター大型計算機システムの利用に関する暫定措置を定める規程の一部改正

区 分	負 担 金 額			
演算時間に係る額	区 分	C P U時間	スーパーコンピューター (S - 3800)	汎用コンピューター (MP5800)
	バッチ処理	1 ~ 3 0 0 秒	1 0 円 / 秒	5 円 / 秒
		3 0 1 ~ 9 0 0	4 円 / 秒	3 円 / 秒
		9 0 0 秒を超える分	2 円 / 秒	0 . 3 円 / 秒
	インタラクティブ処理		1 0 円 / 秒	5 円 / 秒
上記以外のシステム負担金額は、上記単価を基準に別途換算する。				
出力に係る額	超高画質カラープリンター		1 枚につき	100 円
	O H P 出力の場合		1 枚につき	150 円
	低解像度ネットワークカラープリンター		1 回につき	500 円
	低解像度カラープリンター		2.54cm につき	20 円
	プリンタープロッター		2.54cm につき	2 円
	レーザー式プリンター用紙			
	連続紙 1 枚又はカット紙		片面につき	3 円
その他の出力については、上記に準じた負担金額に換算する。				
データセット及びデータベースに係る額	長期データセット			
	~ 10MB		1 MB 当たり 1 時間	0.1389 円
	10MB を超える部分 ~ 50MB		1 MB 当たり 1 時間	0.0833 円
	50MB を超える部分		1 MB 当たり 1 時間	0.0417 円
	短期データセット		1 MB 当たり 1 時間	0.0139 円
	磁気テープライブラリー		1 巻 1 日	30 円
	利用者提供データベース 各データベースを呼び出す都度		1 回	20 円
センター提供データベース(CASTOR)		従量制使用料の 115%		
専有に係る額	超並列コンピューター (S R2201)			
	1 P E ~ 6 4 P E まで		1 月当	10,000 円
	6 5 P E ~ 1 2 8 P E まで		1 月当	30,000 円
	1 2 9 以上		1 月当	70,000 円
	超並列用ディスク			
利用者が指定したファイル量の上限値を前欄データセット単価に適用させる。				
各区分共通負担額	上記区分に従い算出した利用負担金額を月ごとに集計した合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額。			

備考 1 超並列コンピューターを月の途中で利用登録した場合は、日割計算とする。

(専有による 1 月当単価 ÷ 当該月の暦日数 × 利用日数 端数切り上げ。)

2 利用登録取消に伴う当該月末又は年度末における利用負担金は、登録番号ごとに集計し、その合計額(各区分共通負担額を除く。)が 200 円に満たない場合はこれを 200 円に切り上げ、各区分共通負担額を加算し、201 円とする。

別表2

新旧対象表（改正）

東京大学情報基盤センター大型計算機システムの利用に関する暫定措置を定める規程の一部改正

区 分	負 担 金 額
基本負担金	月額 1,000 円定額 1,000 円 / 月 月額 2,000 円定額 2,000 円 / 月
演算時間に係る額	汎用コンピューター (MP5800:VOS3/FS) 月額 1,000 円定額利用時 10 時間 (36,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.3 円 / 秒 50 時間 / 月を超えた分は負担としない。 月額 2,000 円定額利用時 30 時間(108,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.3 円 / 秒 40 時間 / 月を超えた分は負担としない。
	汎用コンピューター (MP5800:HI-OSF/1-MJ) 月額 1,000 円定額利用時 10 時間 (36,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.3 円 / 秒 50 時間 / 月を超えた分は負担としない。 月額 2,000 円定額利用時 30 時間(108,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.3 円 / 秒 40 時間 / 月を超えた分は負担としない。
	スーパーコンピューター (SR8000:HI-UX/MPP) 月額 1,000 円定額利用時 10 時間 (36,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.02 円 / 秒 6,000 時間 / 月を超えた分は負担としない。 月額 2,000 円定額利用時 30 時間(108,000 秒)/月まで基本負担金に含まれる。 それを超えたら 0.02 円 / 秒 5,000 時間 / 月を超えた分は負担としない。
専有に係る額	超並列コンピューター(SR2201) 月額 1,000 円定額利用時 1PE ~ 64PE まで 1 月当 9,000 円 65PE ~ 128PE まで 1 月当 29,000 円 129PE 以上 1 月当 69,000 円 月額 2,000 円定額利用時 1PE ~ 64PE まで 1 月当 8,000 円 65PE ~ 128PE まで 1 月当 28,000 円 129PE 以上 1 月当 68,000 円
出力に係る額	超高画質カラープリンター 1 枚につき 100 円 OHP 出力の場合 1 枚につき 150 円 低解像度ネットワークカラープリンター 1 回につき 500 円 プリンタープロッター 2.54・につき 2 円 レーザー式プリンター用紙 連続紙 1 枚又はカット紙 片面につき 3 円 その他の出力については、上記に準じた負担金額に換算する。
データセット及びデータベースに係る額	長期データセット (MP5800:VOS3/FS、MP5800:HI-OSF/1-MJ、SR8000:HI-UX/MPP) 月額 1,000 円定額利用時 50MB・月まで基本負担金に含まれる。 それを超えて利用したい場合は、4GB を上限として届出を行う 単価は 20 円 / (月・MB) 但し、1.25GB を超えた分は負担としない。

	<p>月額 2,000 円定額利用時 100 MB・月まで基本負担金に含まれる。 それを超えて利用したい場合は、4 GBを上限として届出を行う 単価は20 円 / (月・MB) 但し、1.0 GBを超えた分は負担としない。</p> <p>短期データセット 5 円/(月・MB)</p>
	<p>汎用コンピューター (MP5800:VOS3/FS) 磁気テープライブラリー 900 円/(月・巻) 利用者提供データベース 各データベースを呼び出す都度 1回 20 円 センター提供データベース(CASTOR) 従量制使用料の 115%</p>
	<p>超並列用ディスク(SR2201) 利用者が届出したファイル量の上限值を下記単価に適用させる。</p> <p>長期データセット ~10MB 100 円/(月・MB) 10MBを超える部分~50MB 60 円/(月・MB) 50MBを超える部分 30 円/(月・MB)</p> <p>短期データセット 10 円/(月・MB)</p>
各区分共通負担額	上記区分に従い算出した利用負担金額を月ごとに集計した合計額に 100 分の 5 を乗じて得た額。

- 備考
- 1 基本負担金は、システムに関係なく支払コードに対して請求する。
 - 2 月額 1,000 円から 2,000 円、または月額 2,000 円から 1,000 円への月途中での変更はできない。
 - 3 長期データセットについては、月途中での増加要求は認めるが減らすことは認めない。月途中での増加は、日割計算とする。
 - 4 複数の支払コードを有し、一方が 1,000 円定額利用、片方が 2,000 円定額利用を選択した場合のデータセットは、2,000 円定額利用のものを適用する。
 - 5 超並列コンピューターを月途中で利用登録した場合は、日割計算とする。
(専有による 1 月当単価 ÷ 当該月の暦日数 × 利用日数 端数切り上げ。)
 - 6 利用登録取消に伴う当該月末又は年度末における利用負担金は、支払コードごとに集計し、その合計額を集計する。
 - 7 SR8000 の演算時間は、1 GFlops 相当での演算時間に換算したものである。
 - 8 MP5800 及び SR8000 の短期データセットに係る額は、利用者が使用しているファイル容量をもとに算出する。

附則

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から適用する。